

☆計画の位置づけ:北九州市の子どもの健全育成や子育て支援の基本的方向および具体的な取り組みを示すもの ☆計画期間:平成22～26年度(5年間)

基本理念

「子どもの成長」と「子育て」を地域社会で支え合う“まちづくり”～「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して～

家庭や地域、学校、企業、行政といった地域社会全体の子育て力を高め、子どもが健やかに成長し、市民一人ひとりが家庭を持つことや子どもを生ま育てることの喜びを実感できる「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指します。

《計画の視点》 1 子どもの視点 2 地域社会全体で支援する視点 3 次代の親づくりの視点 4 すべての子どもと家庭への支援の視点

政策分野

1 仕事と子育ての両立支援(P.27～)
～ きびきびお仕事、いきいき子育て ～

男女が共にいきいきと楽しく子育てしながら働き続けられるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みを推進。
あわせて、その基盤となる保育サービスや放課後児童クラブなど子育て支援サービスを充実。

(1)働き方の見直し(P.27～)

- 『男女が共に働きながら、子育てができる風土の定着～ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進～』
- ① 地域が一体となったワーク・ライフ・バランスの推進
 - ② 企業等のワーク・ライフ・バランス推進に対する支援
 - ③ 男女の固定的な役割分担意識の解消と男女共同参画への理解促進

(2)保育サービス(P.35～)

- 『保育に欠ける子どもは誰でも保育所に入所でき、多様なニーズに応えながら、子どもの健やかな育成を支援する保育サービスの実現』
- ① 保育の質の向上
 - ② 多様なニーズに対応した特別保育の充実
 - ③ 障害児保育の充実
 - ④ 保育サービスの基盤整備(適正配置の推進)
 - ⑤ 直営保育所の再編と機能強化
 - ⑥ 保育所における子育て支援の充実

(3)放課後児童クラブ(P.50～)

- 『希望するすべての子どもが入所でき、充実した活動ができる放課後児童クラブの実現』
- ① 放課後児童クラブの運営基盤の強化
 - ② 放課後児童クラブの魅力向上

2 安心して生ま育てることができる環境づくり(P.57～)
～ ゆったりお産、すくすく子育て ～

妊娠・出産から乳幼児期および思春期の保健・医療体制の一層の充実。
また、「家庭」と「地域社会」との連帯感が希薄化する中で、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを推進。

(1)母子保健(P.57～)

- 『母子の健康の保持・増進による安心して生ま育てるための環境づくり』
- ① 安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり
 - ② 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実
 - ③ 発達の気になる子どもの早期発見、早期支援体制の強化
 - ④ 基本的な生活習慣の定着や食育の推進
 - ⑤ 適切な思春期保健の推進

(2)母子医療(P.69～)

- 『周産期医療体制や小児救急医療体制の維持・確保』
- ① 周産期医療・小児救急医療体制の維持・確保
 - ② 不妊治療に関する支援の充実および市民の理解促進

(3)子育ての悩みや不安への対応(P.74～)

- 『市民みんなで子どもや家庭を支援する、子育てに優しい地域社会の実現』
- ① 地域における子育て支援の環境づくり
 - ② 市民が利用しやすい相談体制
 - ③ 必要とされる子育てに関する情報が市民に届く仕組みづくり

3 子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり(P.92～)
～ のびのび成長、きらきら未来 ～

地域社会全体で子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくりを推進。
家庭は、安らぎの場であると同時に、子どもが基本的な生活習慣や規範意識等を身に付ける教育の場であることを重視し、その教育力を育成。
さらに、子どもの視点に立った安全・安心なまちづくりや生活環境の整備を推進。

(1)就学前教育(P.92～)

- 『質の高い就学前教育の実現と、保育所、幼稚園、小学校の連携の拡充』
- ① 保育所、幼稚園における就学前教育の充実
 - ② 保育所、幼稚園、小学校の連携の拡充

(2)青少年の健全育成(P.96～)

- 『家庭・地域・学校・行政等の連携による、青少年健全育成のための社会環境づくり』
- ① 青少年への社会体験活動等の機会や場の提供
 - ② 不登校、ひきこもり等の問題を抱える青少年の自立支援の強化
 - ③ 青少年を取り巻く有害環境浄化への取り組みの推進
 - ④ 非行少年等に対する支援の推進

(3)若者の自立支援(P.116～)

- 『社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている若者が自立できる社会環境づくり』
- ① 若者の自立を支援する環境づくり

(4)家庭の教育力の向上(P.122～)

- 『学習機会や情報の提供などによる、家庭の教育力の向上』
- ① 子どもの健全育成の基礎となる家庭の教育力の向上

(5)安全・安心なまちづくり(P.131～)

- 『子育て家庭が安全に安心して生活できる、公園、道路、住居等の都市環境づくり』
- ① 子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備
 - ② 防犯や防災など安全・安心なまちづくりの推進
 - ③ 子育て家庭に優しい都市環境の整備
 - ④ 交通安全の推進
 - ⑤ 子育てしやすい住環境の整備

4 特別な支援を要する子どもや家庭への支援(P.145～)
～ あったか見守り、あんしん子育て ～

家庭での養育が困難なため社会的養護が必要な子どもや、障害のある子どもの成長と自立を支援するため、子どもや家庭の状態に応じた適切な支援を充実。
また、ひとり親の抱えるさまざまな悩みや不安に対応し、必要な支援を行うとともに、児童虐待への対応を充実。

(1)社会的養護が必要な子どもへの支援(P.145～)

- 『社会的養護が必要な子どもが、それぞれの子どものあった生活環境で、健やかにはぐくまれ、自立できる社会環境づくり』
- ① 児童養護施設における生活環境整備等の促進
 - ② 里親や小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の普及促進

(2)ひとり親家庭への支援(P.151～)

- 『ひとり親家庭が自立し、安定した生活を営むことができる社会環境づくり』
- ① ひとり親家庭の生活の安定と向上

(3)児童虐待への対応(P.158～)

- 『児童虐待の発生予防に努めるとともに、早期発見、早期対応により、虐待が深刻化する前に適切な支援ができる社会環境づくり』
- ① 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応および適切な支援

(4)障害のある子どもへの支援(P.163～)

- 『障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくり』
- ① 障害のある子どもの早期発見と、相談・支援体制の強化
 - ② 保育所等での障害のある子どもの受け入れの促進と、小学校等入学時の情報伝達の強化
 - ③ 障害のある子どもの放課後対策の充実
 - ④ 相談支援体制の強化と、保護者のレスパイトや就労支援の充実
 - ⑤ 重度の障害のある子どもへの支援の強化
 - ⑥ 発達障害のある子どもへの支援の充実

具体的な事業